

子育て応援券の手続きをお忘れなく

子育て世帯への支援として、一時保育などの有料の子育て支援サービス、チャイルドシートの購入や任意の予防接種などに使用できる子育て応援券を交付しています。

平成30年度の対象となる児童は次のとおりです。出生や転入などで新たに子育て応援券の対象となったときは、窓口で手続きしてください。

▼対象児童の生年月日

平成30年4月2日～平成31年4月1日

▼交付金額 2万4千円分

※使用期限は平成32年3月31日。

▼申込方法 対象児童の保護者は、免許証などの本人確認ができるものと印かんを持参し、出生届や転入手続とあわせて窓口で申請してください

▼問い合わせ

○子育て支援課 ☎(46)5533

福祉

知っていますか

就学援助制度

就学援助は、経済的に困っている家庭に対し、小・中・義務教育学校の就

学に必要な費用の一部を市が援助する制度です。

▼申請方法 通学先の学校にある申請書に必要な事項を記入して学校に提出 ※転入の関係で本市に課税情報がない場合などは、世帯の所得が分かる書類の添付が必要です。

▼援助費目 給食費、学用品費、通学用品費、新入学用品費(4月当初から認定の新1年生のみ)、新入学準備金、校外活動費、修学旅行費、医療費(学校保健安全法で規定するもののみ)

▼問い合わせ

○学校教育課 ☎(37)5289

朗読奉仕員養成講座 初級コース

視覚障害のある人に対する朗読に必要な技術を学びましょう。

▼とき 6月20日～10月3日の毎週水曜 午前10時～正午

※8月15日は休み。

▼ところ 健康長寿センター

▼対象 視覚障害者の福祉に理解と熱意があり、朗読奉仕員となることを希望する人

▼参加費 無料

▼定員 20人

▼申込期間 4月2日(月)～20日(金)

▼申し込み・問い合わせ

○一般社団法人栃木県視覚障害者福祉協会 ☎・FAX 028(625)4990

全国障害者スポーツ大会派遣選手を募集します

▼募集競技

陸上競技、水泳、フライングディスク、アーチェリー(身体障害者のみ)、卓球(サウンドテーブルテニスを含む)、ボウリング(知的障害者のみ)

▼とき 派遣期間 10月11日(木)～16日(火) ※大会期日は10月13日(土)～15日(月)

▼ところ 福井県

▼対象 次の全てに該当する人

○平成30年4月1日現在で13歳以上の身体障害者または知的障害者 ○県民または県内の施設や学校などに入所・通所・通学している人 ○原則、第13回栃木県障害者スポーツ大会(平成29年9月実施)に出席した人(昨年開催の「愛顔つなぐえひめ大会」の参加者も申込可能)

○強化練習会などの行事(5回)に全日程参加できる人

○選手団の一員として集団生活・行動ができる人

▼参加費 5千円

▼定員 30人(選手選考会議で決定)

障害者のために使用する軽自動車は税金が減免されます

障害者のために使用する軽自動車などのうち、一定の要件を満たす場合は、軽自動車税が減免されます。

減免を受けるためには申請が必要で、す。なお、すでに減免されていて利用状況に変更がない場合は、手続きは不要です。

※普通自動車の減免は大田原県税事務所に問い合わせください。

▼減免の対象者

①身体障害者手帳を交付されていて、

障害の種類	障害の級別
視覚障害	1級～4級の各級
聴覚障害	2級か3級
平衡機能障害	3級
音声機能・言語機能またはそしゃく機能障害	3級(※1)
上肢不自由	1級か2級
下肢不自由	1級～6級の各級(※2)
体幹不自由	1級・2級・3級・5級のいずれか(※2)
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能障害 1級か2級 移動機能障害 1級～6級の各級(※2)
心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうまたは直腸機能障害、小腸機能障害	1級か3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級の各級
肝臓機能障害	

※1：障害者本人が運転し、かつ、こう頭摘出による音声機能障害がある場合に限る
※2：生計を一にする者や常時介護する者が運転する場合は、1級～3級の各級に限る

左の表に該当する人

②戦傷病者手帳を交付されている人のうち一定の要件に該当する人(詳細な要件は問い合わせください)

③療育手帳を交付されていて障害の程度がA、A1、A2の人

④精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証(精神通院医療に限る)を交付されていて、障害の程度が1級の人

▼減免される軽自動車

①次のいずれかに該当する人が所有する車

・障害者本人が生計を一にする人
・障害者を常時介護する人

②次のいずれかに該当する、構造が障害者の利用に供するための特殊な車

・車いすの昇降装置などがついた特別仕様の車
・車検証の「車体の形状」欄に「車いす移動車」や「身体障害者輸送車」と記載のある車

※減免を受けられるのは、障害者1人につき、普通自動車か軽自動車のどちらか1台。

▼手続きに必要なもの

・車検証または軽自動車税納税通知書か軽自動車税口座振替通知書(5月10日発送予定)

・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳(自立支援医療受給者証もあわせて)のいずれか

・運転する人の運転免許証
・納税義務者の印かんと個人番号が確認できるもの

▼申請先 課税課、国総務課、国総務課、国総務課、国総務課

▼申請期間 4月2日(月)～5月31日(木)

※車いす移動車などの減免手続きは問い合わせください。

▼問い合わせ

○課税課 ☎(62)7179

○普通自動車の減免について

○大田原県税事務所 ☎0287(23)4171

広告

北関東最大級の総合処理施設で人と自然が共生した環境づくりに積極的に貢献してまいります。

東武商事株式会社
那須総合リサイクルセンター
〒329-2741 栃木県那須塩原市北赤田 1575-9
TEL: 0287-39-7182 <北関東事業本部>

東武商事株式会社は優良産廃処理業者に認定されています

▼申し込み
①障害者福祉施設利用者、特別支援学校在学者、栃木県手をつなぐ育成会加入者：各施設や学校
②その他：福祉課
▼申込期間 4月17日(火)～5月22日(火)
▼問い合わせ
○NPO法人栃木県障害者スポーツ協会 ☎・FAX 028(624)2761

民生委員・児童委員を紹介いたします

3月1日付けで厚生労働大臣から委嘱された新任の委員を紹介します。



地区：黒磯
区域：末広町、大黒町
氏名：牧島えみ子氏
連絡先：☎080(6514)2277



地区：日新
区域：日新
氏名：高根沢由美子氏
連絡先：☎(64)1986

▼問い合わせ

○福祉課 ☎(62)7135